

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 4 条第 4 号に掲げる事務の項及び同表第 4 条第 5 号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 佐野市」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。